

< 日進市民会館施設使用料 >

2019.10.1改定

●中央公民館施設

区分	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
時間帯	9:00～13:00	13:00～17:00	17:00～21:00	9:00～17:00	13:00～21:00	9:00～21:00
大ホール	33,100	33,100	33,100	66,200	66,200	99,300
舞台のみ(大ホール)	9,930	9,930	9,930	19,860	19,860	29,790
主催者事務室	410	410	410	820	820	1,230
控室(1)	1,250	1,250	1,250	2,500	2,500	3,750
控室(2)	410	410	410	820	820	1,230
練習室	830	830	830	1,660	1,660	2,490
視聴覚室	2,500	2,500	2,500	5,000	5,000	7,500
2F会議室	3,350	3,350	3,350	6,700	6,700	10,050
談話室	1,250	1,250	1,250	2,500	2,500	3,750
工芸室	2,500	2,500	2,500	5,000	5,000	7,500
調理実習室	3,350	3,350	3,350	6,700	6,700	10,050

○利用者が入場料又はこれに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収するときの使用料の額は、この表に定める額に次に定める率を乗じて得た額とする。  
ただし、準備等の目的で利用する場合は、この限りではない。

(1)入場料等の最高額が3,000円を超える場合 3倍 (2)入場料等の最高額が1,000円を超え、3,000円以下の場合 2倍

○準備等で大ホールの舞台のみを利用するときは、この表に定める額の30%に相当する額とする。

○使用料の確定金額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

●勤労福祉会館施設

<一般>						
区分	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
時間帯	9:00～13:00	13:00～17:00	17:00～21:00	9:00～17:00	13:00～21:00	9:00～21:00
小ホール	8,370	8,370	8,370	16,740	16,740	25,110
展示ホール	6,280	6,280	6,280	12,560	12,560	18,840
研修室	1,670	1,670	1,670	3,340	3,340	5,010
控室(3)	410	410	410	820	820	1,230
リハーサル室	3,350	3,350	3,350	6,700	6,700	10,050
和会議室(1)	1,250	1,250	1,250	2,500	2,500	3,750
和会議室(2)	1,250	1,250	1,250	2,500	2,500	3,750
3F会議室	1,250	1,250	1,250	2,500	2,500	3,750
大会議室(全面)	2,080	2,080	2,080	4,160	4,160	6,240
大会議室分割	1040	1040	1040	2080	2080	3120
<勤労者等>						
区分	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
時間帯	9:00～13:00	13:00～17:00	17:00～21:00	9:00～17:00	13:00～21:00	9:00～21:00
小ホール	6,700	6,700	6,700	13,400	13,400	20,100
展示ホール	5,020	5,020	5,020	10,040	10,040	15,060
研修室	1,250	1,250	1,250	2,500	2,500	3,750
控室(3)	410	410	410	820	820	1,230
リハーサル室	2,500	2,500	2,500	5,000	5,000	7,500
和会議室(1)	830	830	830	1,660	1,660	2,490
和会議室(2)	830	830	830	1,660	1,660	2,490
3F会議室	830	830	830	1,660	1,660	2,490
大会議室(全面)	1,670	1,670	1,670	3,340	3,340	5,010
大会議室分割	840	840	840	1670	1670	2510

○この表に規定する勤労者等とは、次に掲げるものをいう。

(1)市内に在住し、又は市内の事業所に在勤し、事業主に雇用されている者

(2)労働組合法(昭和24年法律第174号)の適用を受けている労働組合で、その事務所が市内に所在するもの

○営利、宣伝等を目的として利用する場合は、この表に定める額の3倍に相当する額とする。

○営利、宣伝等を目的としない利用の場合でも、1,000円以上の入場料又はこれに類するものを徴収するときはこの表に定める額の2倍に相当する額とする。

○使用料の確定金額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。